

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の指標

(静岡県障害福祉課)

1 概要

令和3年3月に策定した静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の指標については、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会における協議を踏まえ、下表のとおりとなった。

なお、指標の詳細、指標の説明及び設定根拠は別添1、2のとおり。

○重点目標における取組に対応した指標項目、指標

重点目標 1		
重点目標における取組	指標項目	指標 (該当年度) 目標値
①ギャンブル等依存症の知識に関するリーフレット等の配布、講演会の開催、ホームページ等での情報発信により、県民への知識の普及啓発に取り組みます。	県民向けフォーラム等の開催回数	(毎年度) 年1回
②新たに大学生・社会人となった者に対し、リーフレット等の配布や情報発信により、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に取り組みます。	大学等へのリーフレット配布を通じた知識の普及啓発	(毎年度) 年1回
②また、学校教育では、令和4年度以降の新高等学校学習指導要領の中に、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることから、その実施に向け、適切に対応します。	(a) 教職員向け研修の開催回数	(毎年度) 年1回
	(b) 高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導の実施	(毎年度) 継続実施
③ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、本人・家族申告によるアクセス制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、不適切なギャンブル等への誘引防止に取り組みます。	(a) ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝の継続実施	(毎年度) 継続実施
	(b) 本人・家族申告によるアクセス制限の継続実施	(毎年度) 継続実施
	(c) 20歳未満の者には投票券の購入・利用をさせない、18歳未満の者にはぱちんこ営業所内への立入及び遊技をさせない取組の継続実施	(毎年度) 継続実施

重点目標 2		
重点目標における取組	指標項目	指標 (該当年度) 目標値
①ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できる相談機関を設け、県民に広く周知を図るとともに、相談支援者の育成に取り組みます。	(a) 依存症相談拠点としての精神保健福祉センター主催のギャンブル等依存症に関する相談会の実施回数	(毎年度) 年 60 回
	(b) 依存症相談拠点としての精神保健福祉センターが地域の相談支援者向けに実施する研修の開催回数	(毎年度) 年 1 回
	(c) 関係事業者による相談支援の継続実施	(毎年度) 継続実施
②ギャンブル等依存症を治療できる医療機関の更なる充実に努めるとともに、医療従事者に対する研修、医療連携の推進に取り組みます。	(a) ギャンブル等依存症に係る依存症専門医療機関の選定数	(R5 年度) 3 機関
	(b) 医療従事者向け研修の受講者数	(R4～R5 年度) 累計 70 人
③自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症の回復支援に取り組むとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者に対して、依存症に関する知識の普及啓発に取り組みます。	生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者における研修の開催回数	(毎年度) 年 1 回
④多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センター等の相談窓口の周知に努めるとともに、消費生活相談員等に対して研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者を適切な専門機関につなぐ体制を構築します。	消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数	(毎年度) 年 300 人
⑤行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、関係事業者においては、ギャンブル等依存症対策に関する継続的な従業員教育を実施することで、依存症対策の基盤整備を図ります。	(a) ギャンブル等依存症対策の関係機関による連絡協議会の開催回数	(毎年度) 年 1 回
	(b) 関係事業者における従業員向け研修の開催回数	(毎年度) 年 1 回 【公営競技事業者】
		(毎年度) 年 3 回 【遊技業協同組合】